

# 札幌市環境教育基本方針



2007年3月  
札幌市



# はじめに

札幌市では、環境に配慮した行動が社会全体に定着し、次世代に継承していくことを目的として、1996年（平成8年）に「札幌市環境教育・学習基本方針」を策定しました。その後、この方針に基づき、環境教育の拠点施設である「札幌市環境プラザ」を開設するとともに、環境副教材の作成、環境教育リーダー制度の創設などの施策を進めてきました。

しかし、方針の策定から10年余りが経過し、その間に環境を取り巻く状況は大きく変化し、環境教育の重要性が高まってきた。

このような時代の流れに対応し、将来にわたって環境教育の一層の推進を図るために、このたび、環境局と教育委員会が共同で「札幌市環境教育基本方針」として改定を行いました。

本方針では、環境教育の基本的な考え方や、家庭・学校・地域・職場等の役割と取り組みの柱などについて示しています。

さらに、環境教育をより実効性のあるものにするため、テーマと行動、対象の重点化を行いました。重点化するテーマは「地球環境問題」とし、この問題に対応するための重点行動として「省エネルギー」、「ごみ減量・リサイクル」、「水とみどり」の3つを定めました。重点化する対象は「子ども」とし、学校における環境教育を重視することとしました。

今後、本方針に基づき、家庭・学校・市民団体・事業者・札幌市などが協働して環境教育を進めていきたいと考えております。また、施策の進捗状況や効果などを定期的に検証する体制を整備して取り組み状況の把握・評価に努めてまいりますので、皆様のご支援とご協力を願いいたします。

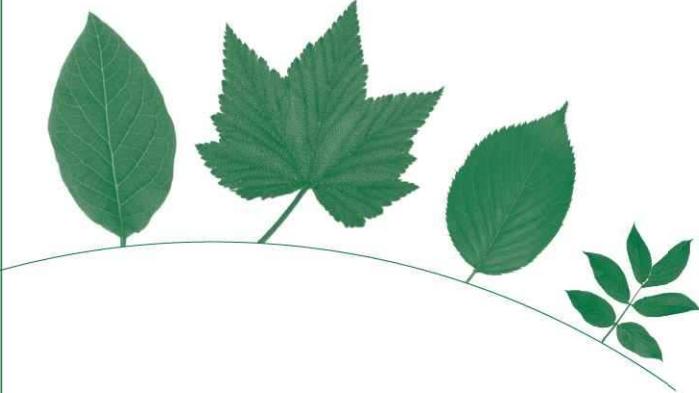
最後に、方針の改定にご尽力をいただきました「札幌市環境教育・学習基本方針改定専門家委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さんに厚く御礼申し上げます。



2007年（平成19年）3月

札幌市長 上田文雄





# 目次



## 第1章 基本方針の改定にあたって

1 改定の背景	1
2 改定の目的	4
3 基本方針の位置づけ	4



## 第2章 札幌市の環境教育の現状と課題

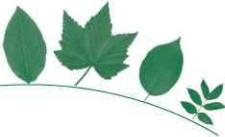
1 札幌市の環境の特徴	6
2 札幌市の環境教育の現状と課題	7
(1) 家庭における環境教育	7
(2) 学校における環境教育	8
(3) 地域における環境教育	9
(4) 職場における環境教育	10
(5) 札幌市が取り組む環境教育	10



## 第3章 環境教育の基本的な考え方

1 基本理念	12
2 環境教育を進める視点	12
(1) 自然やいのちを大切にする感性を養って	13
(2) エコライフの実践をめざして	13
(3) 体験を重視して	13
(4) 生涯にわたって	14
(5) 札幌市の自然や社会特性を踏まえて	15
(6) 国際的な視点にたって	15

# 目次



## 第4章 環境教育の進め方

<b>1</b> それぞれの場の役割	16
(1) 家庭	16
(2) 学校	17
(3) 地域	18
(4) 職場	18
(5) 札幌市	19
<b>2</b> 環境教育を進める取り組みの柱	20
(1) 人材の育成	20
(2) 情報の共有・活用	21
(3) プログラムの作成	21
(4) 機会づくり・場づくり	21



## 第5章 札幌市における環境教育の取り組みの重点化

<b>1</b> 重点化するテーマと3つの行動	23
(1) 重点化するテーマ	23
(2) 重点化する3つの行動	24
①省エネ行動を進めます!	24
②ごみ減量・リサイクルを進めます!	25
③水とみどりを守り育てます!	25
<b>2</b> 重点化する対象	27



## 第6章 基本方針を推進するための方策

<b>1</b> 具体的な取り組みの明示	28
<b>2</b> 推進体制の強化	28
(1) それぞれの主体等による協働	28
(2) 財政基盤の整備	29
<b>3</b> 基本方針の評価と改善	29



## 資料編



# 第1章 基本方針の改定にあたって

## 1 改定の背景

本市では、1995年（平成7年）に制定した「札幌市環境基本条例」の内容を踏まえ、環境教育・学習の基本的な考え方、それぞれの主体の役割や具体的方策等について示した「札幌市環境教育・学習基本方針」を1996年（平成8年）に策定しました。この方針に基づき、環境教育・学習事業計画を策定し、環境プラザの設置、環境副教材の作成、環境教育リーダー制度の創設などの施策を実施してきました。この方針は、策定から10年余りが経過し、その間に環境教育を取り巻く状況は次に示すとおり大きく変化しています。

### ● 地球環境問題に対する意識の高まり

現在の環境問題は地球規模での問題となっています。なかでも深刻なのが、地球温暖化問題です。このまま地球温暖化が進むと、大きな被害が世界中で発生するだけではなく、将来の人間の生存にかかわる深刻な事態となるため、主な原因であるCO<sub>2</sub>の排出削減などの対応が早急に求められています。ここにきて世界各地において、熱波や寒波、洪水や干ばつ、台風など、何百年に一度と言われるような異常気象が頻発していることもあり、地球環境問題への意識が急速に高まってきています。

### ● 持続可能な開発のための教育（ESD）と環境教育

2002年（平成14年）に開催された持続可能な開発に関する世界サミット（ヨハネスブルグ・サミット）において、「人づくりは国づくりの基礎」とし、「持続可能な開発のための教育の10年」が提唱されました。この提唱は同年の国連総会で採択され、2005年（平成17年）からの10年間は「国連持続可能な開発のための教育の10年」と定められました。

この提唱では、持続可能な社会の実現をめざすため、環境保全・経済開発・社会発展をバランスよく保った社会づくりに参画する「人」と「人ととのつながり」を地域全体で育てることが重要であるとされています。

持続可能な開発※1のための教育（ESD）の取り組むテーマは環境、人権、国際協力、福祉など様々ですが、すでに世界中でこの考え方に基づく取り組みが行われており、本市の新しい環境教育にも取り入れていくことが求められています。

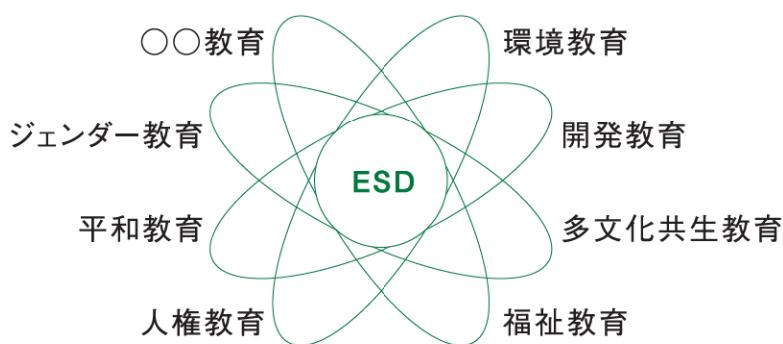
### ●持続可能な開発のための教育(ESD)とは

「Education for Sustainable Development」の略。

持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人一人が、世界の人々や将来世代、また、環境との関係性のなかで生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画する力を育む教育です。

ESDは、学校だけでなく、地域や社会のあらゆる場で誰もが取り組むべき学習です。各地域や個々人の実情に合わせたかたちで行われることが何よりも大切です。

すでに日本国内でも様々なESDが実践されています。各地で推進されている環境・福祉・健康などをテーマとした総合的なまちづくり、学校と地域の連携で進められている総合的な学習の時間などは、実践の代表例と言えます。ほかにも、環境教育、開発教育、多文化共生教育、福祉教育、人権教育、平和教育、ジェンダー教育などの教育・学習活動、さらに国外では国際協力の現場でも、社会的な課題に関わる様々な学びが進められています。



(国連持続可能な開発のための教育の10年関連省庁連絡会議パンフレット「はじまる×はじめるESD」、および特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議ホームページより)

### ●京都議定書の発効

地球温暖化の原因であるCO<sub>2</sub>など温室効果ガスの排出を抑制するため、1997年（平成9年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガスの排出削減に関して法的拘束力のある数値目標等を定めた「京都議定書」が採択されました。

この京都議定書は2005年（平成17年）に発効され、日本は、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までに、温室効果ガスの排出量を1990年（平成2年）と比較して6%削減することが国際的に義務付けられました。これに向けて、私たちはCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減に取り組むことが求められています。

### ● 環境教育推進法の制定

環境教育に対する国民意識の高まりにより、新たな法律として2003年（平成15年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」※2（以下「環境教育推進法」という。）が制定され、環境省や文部科学省など5つの省が中心となって、横断的に環境教育に取り組むこととなりました。

環境教育推進法第8条には、市町村は環境教育に関する基本方針・計画等を作成し、公表するよう努めることが規定されています。

また、2004年（平成16年）に策定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」で、環境保全活動および環境教育の推進についての考え方、進め方、施策について定められました。このように、環境教育に関する法体制と、それに基づく国の方針が整備されました。

### ● 札幌市環境基本計画の策定

本市では、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するため、1998年（平成10年）に「札幌市環境基本計画」を策定しました（その後2005年（平成17年）に改定）。この基本計画では、重点施策のひとつとして、「環境教育・学習活動の推進」を定めています。

さらに、同計画の推進を牽引することを目的に2006～2010年（平成18～22年）の間に優先的に取り組むべき3つのテーマのひとつに環境教育を定めるなど、本市の施策のなかでも重要度を増しています。

### ● 学校における環境教育の取り組み

本市では、「札幌市教育推進計画※3」の改革プログラムの趣旨を踏まえ、創意ある教育活動を推進するため策定した「札幌市学校教育の重点」のなかで今日的課題のひとつとして環境教育を定めており、学校教育全体で環境教育に積極的に取り組むこととしています。

学校においては、国際化や情報化をはじめとする社会の変化に主体的に対応できる力を育成し、これまでの教科等の枠を越えた横断的・総合的な学習を行うために「総合的な学習の時間」が2000年（平成12年）から始められました。「総合的な学習の時間」は、体験学習や問題解決学習の重視、家庭・学校・地域の連携などを特徴としており、一般教科に加え、この時間においても環境教育が実施されています。

## 2 改定の目的

環境問題を取り巻く状況が大きく変化していることや、環境教育の重要性が高まっていることなどを踏まえ、本市では、環境教育をより実効性のあるものにするとともに、取り組みの方向性の重点化を行い、将来にわたって環境教育の一層の推進を図るため、1996年（平成8年）に策定した「札幌市環境教育・学習基本方針」の改定を行いました。

## 3 基本方針の位置づけ

札幌市環境教育基本方針では、環境教育推進法第8条に基づき、また、札幌市環境基本条例第17条の規定を踏まえ、本市の環境教育の基本的な考え方を明らかにするとともに、持続可能な社会の構築に向けてあらゆる主体が自発的にそれぞれの役割を果たしつつ、継続的に環境教育を進めていくための方向性を示すものです。環境教育では、環境に关心を持ち、学びを通して、環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、具体的な行動や活動につなげ、そして、環境に配慮した行動や活動を自発的・継続的に行う人材の育成を目指しています。このように本方針では、「環境教育」に行動や活動も含めて考えることとします。

この基本方針は、環境の分野については「札幌市環境基本計画」を踏まえ、教育の分野については「札幌市学校教育の重点」策定の根拠となる「札幌市教育推進計画」などを踏まえ、環境教育についての基本的な考え方や方向性を示す役割を担っています。

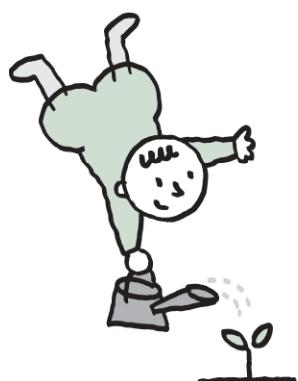
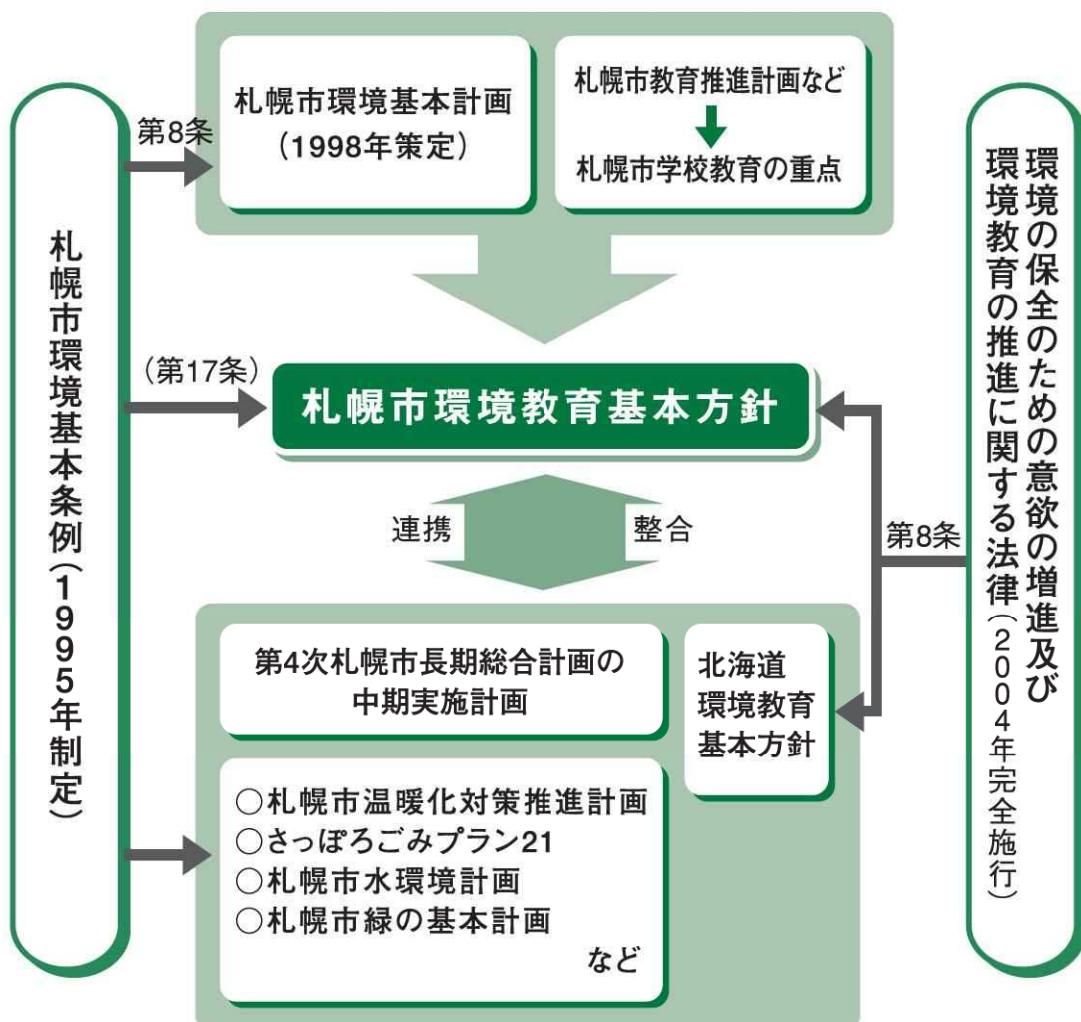
また、この基本方針は、第4次札幌市長期総合計画の中期実施計画や、本市のそれぞれの分野における個別計画である「札幌市温暖化対策推進計画」、「さっぽろごみプラン21」、「札幌市水環境計画」、「札幌市緑の基本計画」などと相互に連携を図ります。

さらに、環境教育推進法第8条に基づき北海道が策定した「北海道環境教育基本方針」との整合性を図っていきます。

「環境教育」は、『環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』第2条第3項において、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されています。

改定以前の「札幌市環境教育・学習基本方針（1996年策定）」においては、「環境教育・学習」と表記していましたが、法律の定義を踏まえ、「環境教育」に環境学習を含めて表記しています。

● 札幌市環境教育基本方針の位置づけ



## 第2章 札幌市の環境教育の現状と課題

### 1 札幌市の環境の特徴

#### ●四季の移り変わりが鮮明で、自然豊かな大都市

札幌市は180万人を超える人口が集積している都市でありながら、豊かな自然に恵まれ、多種多様な動植物が生息しています。夏季のさわやかさ、冬季の雪と厳しい寒さを特徴とした鮮明な四季の移り変わりがみられます。

また、本市のように年間平均降雪量が6mを超える大都市は、世界的に類を見ません。

#### ●世帯あたりのCO<sub>2</sub>排出量の多さ

冬期間の暖房等による燃料消費が多く、一世帯あたりのCO<sub>2</sub>排出量は全国平均のおよそ1.3倍となっています。

2003年度（平成15年度）のCO<sub>2</sub>排出量は、京都議定書の基準年である1990年度（平成2年度）と比べて増加しており、全国の増加率を上回る結果となっています。

「札幌市環境基本計画」では、市民1人あたりのCO<sub>2</sub>排出量を、2010年（平成22年）に1990年（平成2年）の水準よりも6%削減し、2017年（平成29年）までに1990年（平成2年）の水準よりも10%削減することを目標としており、この目標を達成するため、環境に配慮した行動の普及啓発や、新エネルギーの導入など、様々な対策を行っています。

#### ●市民生活からのCO<sub>2</sub>排出量の多さ

CO<sub>2</sub>排出量の割合を部門別で比べると、日常生活のエネルギー消費や自動車利用など、市民生活に関わりの深いものが9割と大きな割合を占めています。そのため、日頃から省資源、省エネルギーに取り組むなど、市民のライフスタイルの見直しが求められています。

#### ●都市における生活環境に関するインフラ

本市は、上下水道の整備が進んでいるほか、清掃工場などの環境に関する社会インフラが整っており、私たちの生活は、これらの社会インフラに支えられています。生活が環境に与える負荷を理解するためにも、浄水場、水再生プラザ（下水処理場）、清掃工場などの社会インフラに関する施設を環境教育に活用することが求められます。



### 2 札幌市の環境教育の現状と課題

環境教育を推進するために、本市において環境教育が行われているそれぞれの場（家庭・学校・地域・職場）や札幌市における現状や課題を認識したうえで、その解決方法を検討していく必要があります。

#### （1）家庭における環境教育

##### ● 家庭における大人の役割

私たちの豊かな生活は、環境に大きな負荷をかけており、身の回りに物があふれていますが、必ずしも心は豊かになっているとは限らず、環境問題は人間の生き方そのものへの問いかけでもあります。本当に必要なものは何かを考え、もっと内面的な豊かさを実感できるようにするためには、日常の生活から見直す必要があります。

家庭は、環境に配慮した行動を起こす一番身近な場です。家庭での生活を通じて、子どもは環境に対する考え方を、自然に身につけていきます。

しかし、それぞれの家庭において環境への関心や意識に違いがあるため、環境に配慮した生活が行われていない場合があります。そのため、親など大人が自ら、子どものお手本となる環境に配慮した生活態度や姿勢をみせることが求められています。

##### ● 家族の話し合い

日常生活の中では、環境問題が話題になりにくいのが現状です。環境問題に関する報道や学校での学びなどをきっかけに、消費生活や生活態度など、身近にできる環境に配慮した行動について家族で話し合うことが大切です。



### (2) 学校における環境教育

#### ● 環境教育の学校での位置づけ

本市の教育委員会では、環境教育を学校教育の今日的課題の一つとして取り上げています。それを受け、学校では教科や総合的な学習の時間等で環境教育が行われ、副教材を活用した授業や、環境教育関連施設の見学、学校ビオトープなどを利用した体験型学習を実施しているところもあります。

一方、環境教育は教科として教育課程に明確には位置づけられていないため、各学校の裁量に任されており、その内容や取り組みに違いがあるのが実状です。また、現状のカリキュラムの中では、環境教育を十分に行う時間的余裕がないといわれています。

#### ● 教員の環境教育への意識

教員によって環境に対する意識は様々であり、学校間で環境教育の内容、充実度に違いがあるのが現状です。また、主要な科目的教育的効果が優先されがちです。

教員は、自らが環境に配慮した行動を実践し、意識を高めていくとともに、環境教育を行う指導者となることが求められます。

#### ● 環境教育に必要な指導用資料や情報

教員が環境教育を行う時は、環境副教材などを使っていますが、足りない情報についてはインターネットなどで入手しています。

しかし、インターネット上には情報が氾濫しており、欲しい資料や情報を見つけ出すのに苦労します。

そのため、情報を一元化するなど、使いやすい情報の発信が求められています。

#### ● 学校全体での環境教育

学校は子どもへの環境教育の場としての役割を果たす一方で、学校を運営する面でも、環境の負荷を軽減しなければなりません。

教員に環境教育の指導者として、また、環境に配慮した学校運営に携わる者の一人として、環境に配慮した行動を持続していくことへの意識を高める必要があります。また、学校は子どもの学びを具体的な実践につなげていけるよう、教員とともにエコライフの実践の場としての役割を果たしていくとともに、PTAや地域などと連携していくことが求められます。

### (3) 地域における環境教育

#### ● クリーンさっぽろ衛生推進員の活動

町内会など地域には、環境美化やごみの減量・リサイクルだけではなくエコライフを推進するクリーンさっぽろ衛生推進員がいます。クリーンさっぽろ衛生推進員は、子どもを含めた幅広い世代の地域住民を対象に、リーダーとなって地域の取り組みをすすめる活動をしています。

#### ● 市民が主体となった環境活動

本市では西区を環境モデル区とするなど、市民が主体となった地域での環境活動を積極的に支援してきました。町内会や商店街、学校、事業者、市民活動団体<sup>※4</sup>、区役所などが地域に根ざした環境活動を推進していますが、市民主体の活動を、さらに市全体に広めていく必要があります。

#### ● 情報交換の場の不足

町内会、市民活動団体などで美化活動をはじめ清掃活動、リサイクル活動の取り組みが実施されていますが、それぞれの主体が、自分の活動について話し合う場や情報交換の場が多くはありません。また、それぞれの主体のネットワークが十分に整備されているとはいえない状況にあります。

#### ● 活動の広がり

町内会など地域の活動において、環境に配慮した行動として、集団資源回収などが行われていますが、資源の引き取り先が不足しているなど、資源循環が必ずしも円滑には進まない状況にあります。これらの活動を広がりのあるものに発展させていかなければなりません。



### (4) 職場における環境教育

#### ● 事業活動における社会的責任

事業者は、環境問題が多様化、深刻化するなか、環境関連法規制等が強化され、法の遵守にとどまらず、環境負荷を少なくする活動が必要です。事業者の環境面における責任は拡大する傾向にあります。

また、職員に対する環境教育を行うほか、環境マネジメントシステム規格(ISO14000シリーズ<sup>※5</sup>等)をはじめとした環境マネジメントシステム(EMS<sup>※6</sup>)に取り組む事業者も増えており、さらにこのような環境活動に取り組む事業者を増やしていくことが必要です。

#### ● 事業者間の意識の差、取り組みの差

事業者では、経営規模をはじめ、経営方針、事業所の形態などによって、環境に配慮した行動及び社会的貢献活動に対しての意識に差があります。すでに大企業を中心に様々な環境保全活動が実施されていますが、中小企業の多くでは環境保全活動が充分ではないとの指摘もあります。経営の規模などに関わらず、中小企業などでも自ら環境に配慮した行動をおこせるように、きっかけづくりや仕組みづくりが必要です。

### (5) 札幌市が取り組む環境教育

#### ● 環境問題を重点施策に位置づけ

第4次札幌市長期総合計画では4つの施策体系の一つとして「環境～明日へ引き継ぐ」を掲げており、「人と自然が調和したまちづくり」と「環境低負荷型社会の構築」を目指しています。

国では2005年(平成17年)2月の「京都議定書」発効後、同年4月に「京都議定書目標達成計画」の策定を行うなど、温暖化対策への取り組みを一層強化し、環境問題に重点を置いた施策展開を行っています。

このような状況を踏まえ、本市では地球温暖化対策として「CO<sub>2</sub>削減アクションプログラム」<sup>※7</sup>を策定するなど、「環境文化都市さっぽろ」を実現するための施策を重点的に行ってています。この目標を具体化するうえで、環境教育の充実が求められています。



### ● ISO14001の認証取得

本市では、環境マネジメントシステム規格であるISO14001の認証を取得し、庁内の省エネやごみ減量に取り組むなど、PDCAサイクル※<sup>8</sup>の仕組みによって環境マネジメントが各部局に確実に定着しつつあります。その削減効果は1999年度（平成11年度）と比べ、2005年度（平成17年度）は年間で約16億円の削減となっています。

### ● 札幌市の率先した行動

本市では、「CO<sub>2</sub>削減アクションプログラム」のなかで、省エネやごみ減量など札幌市から率先行動を行い、それを市民・事業者に広げていくことをめざしています。

### ● 環境教育関連施設の設置

本市では、様々な環境教育関連施設を整備しており、札幌市環境プラザは環境に配慮した実践活動の輪を広げるための拠点施設として、2003年（平成15年）に開設しました。また、動物とのふれあいを通じてのちの大切さなどを学ぶことができる円山動物園、不用品の有効活用とリサイクル意識の普及向上を目的としたリサイクルプラザや、そのほか青少年科学館、北方自然教育園、下水道科学館などの環境教育に関する施設が点在しています。

さらに本市の環境教育関連施設のほかにも、市内には北海道環境パートナーシップオフィス、北海道環境サポートセンターなどの公共施設や、企業が整備した施設もあります。このような施設などとの連携が求められます。

### ● 札幌市内部の連携の必要性

これまで、各部局の施策は環境教育を意識したものは少なく、それぞれの目的で行われており、様々な分野における環境教育に関する事業は、体系化・総合化したものに至っていません。今後施策の実施にあたっては環境教育の意識を持って、各部局が連携して進めていくことが必要です。





## 第3章

# 環境教育の基本的な考え方

### 1 基本理念

持続可能な社会をつくるため、環境の保全・創造に向けた意識を持ち、自ら考え行動する「人」と「人と人のつながり」を育てます

私たちは、豊かな自然の恵みを受けて生活しています。かけがえのない環境を保全し、よりよい環境をつくりあげ次世代に引き継ぐためには、持続可能な社会の構築が求められており、そのためには、市民一人一人が環境に配慮した行動や活動を行っていくことが求められています。

環境に配慮した行動や活動を自発的・継続的に行うためには、環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、判断・行動することのできる人を育てることが必要です。

現在、世界中で「国連持続可能な開発のための教育の10年」に基づく取り組みが実施されており、持続可能な社会の実現のため、環境保全・経済開発・社会発展をバランスよく保った社会づくりに参画する「人」と「人と人のつながり」を地域全体で育てることを目標にしています。この取り組みがめざす持続可能な社会は、環境教育を進めるうえでも、効果的な方向性を示しているため、本市の基本理念に取り入れました。

また、札幌市環境基本計画では、日常生活や事業活動に伴う資源やエネルギーの消費をできる限り抑制するとともに、環境教育・学習活動に積極的に取り組むことを掲げています。

これらのことから、本市では環境教育の基本理念を『持続可能な社会をつくるため、環境の保全・創造に向けた意識を持ち、自ら考え行動する「人」と「人と人のつながり」を育てます』と定めます。

### 2 環境教育を進める視点

このような基本理念を具体化していくにあたり、考慮すべきことがらとして、次の6つの視点により環境教育を推進していきます。

- (1) 自然やいのちを大切にする感性を養って
- (2) エコライフの実践をめざして
- (3) 体験を重視して
- (4) 生涯にわたって
- (5) 札幌市の自然や社会特性を踏まえて
- (6) 國際的な視点にたって

### (1) 自然やいのちを大切にする感性を養って

私たちは、様々な自然と関わり合い、支えあいながら生活しています。しかし、物質的に豊かで便利な生活を求めた結果、自然を破壊し、生態系にも影響を与えるなど、大きな環境問題をひきおこしてきました。

私たちはこれまで以上に自然やいのちとの関わりを大切にし、自然の豊かさやいのちの尊さについて感性を磨き、関心を持って、自発的に環境を大事にする行動へつなげていくことが必要です。

また、本市には動物園などの自然やいのちの大切さを学ぶことができる施設に恵まれています。これらの施設において、身近な自然や動物などとふれあうことにより、恵み豊かな環境を大切に思う心を育てるとともに、環境問題について考えるきっかけを持つことが期待されます。

### (2) エコライフの実践をめざして

日本には古くから環境に配慮した文化が根付いており、「もったいない」などの生活の知恵を大切にした生活習慣がありました。最近、この「もったいない」という言葉が見直されておりますが、古き良き文化や知恵を再認識し、次世代に伝承していくことが必要です。

また、食べ物を通して、健全な心身とともに豊かな人間性を育む「食育」の重要性が取り上げられています。食生活を通して、食と環境とのかかわりについて学ぶことも必要です。

さらに、ロハス (LOHAS:Lifestyles of Health and Sustainability、健康と環境、持続可能な社会生活を心がける生活スタイル) などの考え方方が、私たちの生活に浸透し始めており、今後もこのような生活様式を様々な場において広めていく必要があります。

持続可能な社会をめざすため私たちができるることは、「もったいない」などの考え方を大切にし、日常生活での環境に配慮した行動、いわゆるエコライフを実践することです。一人一人の取り組みは小さいものですが、大勢で実践すれば大きな成果が得られます。

また、既にエコライフを実践している人は、エコライフの大切さを他の人に伝える役割を担うなど、多くの人の力で市民全体にこの行動を定着させていくことが期待されます。

環境教育では、環境への関心を持ち、学びを通して、具体的な行動につなげることが目標で、その行動を明確にするために、エコライフの実践を環境教育を進めていくうえでの視点として掲げました。

### (3) 体験を重視して

環境に配慮した行動は、環境について関心を持ち、理解したうえで、自発的に行われる所以なければ、継続的なものにはなりません。

その関心や理解を促すためには、体験を通して環境への興味や親しみを覚えることがきっかけとなります。

特に子どもの頃に、自然環境のなかで体験した驚きや感動などは、生涯における環境に対する価値観の形成に大きな影響を及ぼします。そのため動物などの生き物とのふれあい、自然のなかでの体験は、五感（触れる・見る・聞く・嗅ぐ・味わう）に基づき環境の大切さを体感し、環境を大切に思う心を養い、人格形成のためにも貴重なものとなります。

また、自然体験だけではなく、身近なところでも家庭におけるごみの分別、町内会でのごみ拾いや花植え・植樹活動など、環境に関わる体験をする場面はたくさんあります。環境に関するホームページなどを自ら検索したり、関連する資料を収集したり調べることで、自ら学ぼうとする力を身に付けることも重要です。

学校では、教科書での学習を発展させ、太陽光発電や学校ビオトープなどの教材の活用や、学校給食フードリサイクルなどの取り組み、環境教育関連施設での現場体験、実験なども取り入れるよう工夫し、環境についての理解を深めていくことが求められます。

#### (4) 生涯にわたって

私たちは、生涯を通じて環境保全の意識を持ち、自ら考え、学ぶとともに、環境負荷の少ない生活を送ることが大切です。そのために、環境教育は継続的・持続的に行われなくてはなりません。

それぞれの年齢や発達段階、学ぶ人の理解度に応じて、具体的にどのように環境に配慮した行動をしていくのか、わかりやすく示していくことが必要です。

幼児期においては、日常生活や遊びなどを通じて環境に配慮した生活習慣を身に付けることが大切です。また、身近な自然や動植物などとのふれあいを通じて自然やいのちの大切さを体感できる機会を持つことが求められます。

児童・生徒期においては、自然現象に関する実験や観察などを通じて、自然や社会の仕組みについて理解を深めることが大切です。また、子どもたちが環境の保全のために自ら進んで実践できる態度を身に付けることが求められます。

青年・成人期においては、家庭・地域・職場などのあらゆる場において主体的に環境に配慮した活動を実践するとともに、子どもたちに模範を示すことが求められます。

高齢期においては、これまでの豊富な経験を通じて培われた環境に関する知恵や習慣などを、家庭や地域を通じて次世代に伝えることが求められます。

このような形で、きめこまやかで体系的な環境教育を生涯を通して行うことが望まれます。

## (5) 札幌市の自然や社会特性を踏まえて

本市は、四季の変化が明瞭で、みどりや水などの自然に恵まれた都市です。札幌の魅力は、このように豊かな環境にあり、毎年多くの観光客が訪れる要因となっています。この豊かな環境はかけがえのない財産であり、市民はこれからも環境教育を通して高い意識を持ち、この環境を守っていく必要があります。

また、積雪寒冷地であることから、暖房などのエネルギー消費が多く、世帯あたりのCO<sub>2</sub>排出量が全国平均のおよそ1.3倍となるなど、特に市民生活に関わる部分からの排出量が多いといった課題を抱えており、このような環境問題の特性を踏まえた環境教育が行われることが必要です。

さらに、下水道や清掃工場など環境に関わる社会インフラが整っているほか、環境プラザをはじめとした環境教育関連施設が整備されています。これらの「場」を活かして、環境教育を行っていく必要があります。

過去には、積雪寒冷地特有のスパイクタイヤによる粉じんや、石炭などの燃焼によるばいじんなどが環境問題となっていましたが、規制に向けて市民の機運が盛り上がった結果、克服することができました。

こうした地域特性を踏まえ、また、これまでの経験などから学んだことを環境教育につなげていく必要があります。

## (6) 国際的な視点にたって

地球環境問題は、あらゆる人が解決に向けて取り組み、国内だけではなく世界と手をつなぎ協力していかなければ解決することができないため、国際的な視点を持って環境教育を適切に行い、環境に配慮した行動を積み重ねていくことが必要です。

地球温暖化などの問題は、豊かで快適な生活を追及した私たちのライフスタイルがもたらした部分が多く、私たちのような先進国に暮らす人たちが率先してこれまでの生活を見直し、取り組んでいく必要があります。

環境教育は、公害対策のため設備を整えていくといった対応ではなく、日常生活のなかでの小さな行動に気を付け、具体的な環境に配慮した行動に結びつけられるような知識や、環境保全意識を身につけるといった取り組みが中心です。このため、最近では先進国だけではなく開発が急速に進んでいる途上国も含め、環境教育が重要視されつつあります。

環境教育を進めていくためには、世界中で取り組めるよう、国際的な視点にたち、環境教育に関わる取り組み情報や、参考となる事例などの発信や、有益な情報の共有化など、環境問題にリーダーシップをとって取り組むことが求められます。





## 第4章

# 環境教育の進め方

### 1 それぞれの場の役割

環境教育は、社会を構成する多様な主体の参加と協働により、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場において行われるとともに、これらの場が相互に連携して取り組む必要があります。

ここでは、環境教育を行う場としての役割を期待しており、場で整理した方がわかりやすいと考えられることから、それぞれの場などにおける役割を示します。

#### (1) 家庭

##### ● 生活習慣を身につけ、実践する場

家庭は、生活を通して環境教育を行う場です。また、日常生活における環境に配慮した行動の実践の場として重要な役割を担います。

最近は、子どもたちは室内で遊ぶことが増え、自然のなかで遊ぶ機会が少なくなっています。家族で野外に出かけ、自然とのふれあいを通じ、環境やいのちを大切にする心を育てることが大切です。

また、日本に古くからある「もったいない」などの環境に配慮した生活の知恵や文化を伝承する役割も家庭にはあります。このような古き良き知恵や文化を子どもたちに伝えていくことが大切です。

##### ● 親子での取り組み

家庭では、親と子どもがこれまでの日常生活を見直し、環境に配慮した生活などについて話し合い、また、お互いが教え合い、環境に配慮した行動を定着させていくことが求められます。

##### ● 地域活動への参加

家庭内での日常生活における環境に配慮した行動だけではなく、町内会の清掃活動や集団資源回収など地域の環境活動への積極的な参加が期待されます。

## (2) 学校

### ● 学びと実践の場

学校での環境教育は、子どもたちに環境に関する知識を身に付けさせ、環境学習を通じて学校生活のみならず家庭生活や地域においても環境に配慮した行動を起こし、また、継続的な実践につなげていくよう指導していくことが求められています。

そのためには、子どもたちには環境に配慮した行動として何をしたらよいのか考え、判断することができる力を持たせることが大切です。

学校での環境教育は、各教科（社会科、理科、生活科、技術・家庭科、保健体育科等）や総合的な学習の時間などにおいて、環境に関する体験や学習を行うこととともに、授業以外の特別活動、児童会・生徒会活動やPTA活動などあらゆる活動のなかで、環境教育の取り組みが求められます。

### ● 発達段階への対応

学校での環境教育は、子どもたちの年齢や発達段階に応じて、取り組む必要があります。特に、小さい子どもにおいては、体験や遊びを通して楽しみながら学んだことを、日常生活の環境に配慮した行動に結びつけていく指導が必要です。

### ● 教員の意識向上等

子どもたちへの適切な環境教育の指導を行うためには、教員がまず環境教育の意義や必要性を十分に理解することが重要で、そのためには、教員向けの環境に関する知識や情報が必要です。また、教員は学校生活において、子どもたちのお手本となるよう、環境に配慮した行動を日々実践し、その姿勢を見せていくことが必要です。

### ● 学校が行う連携及び協働

地域や職場、札幌市などと連携・協働し、地域社会の一員として、地域や職場、札幌市が呼びかける環境教育の取り組みなどへの参加が求められます。

また、学校でより効果的な環境教育を実施するため、専門家や市民活動団体などと積極的に連携することが求められます。

さらに、PTAが家庭及び学校両方における環境教育をつなぎ、家庭での具体的行動の啓発などの役割を担うことが期待されます。

### (3) 地域

#### ● 様々な組織の連携及び協働

町内会をはじめ、子ども会や老人クラブなど地域にある様々な組織は、札幌市や市民活動団体などと連携・協働して環境活動を行うことが期待されます。

また、環境に関連する市民活動団体は、札幌市などあらゆる主体と連携・協働するほか、それぞれの主体の連携に積極的に関わり、地域における環境活動のコーディネートなどを行うことが期待されます。

地域内の幼稚園、保育園、児童会館、学校などが互いに協力し、連携を深めていくことで、環境活動がより広い範囲に及ぶようになることが求められます。

さらに、地域の活動として自然学校など年齢に関係なく環境について学べる場が増えてきており、世代を超えた人のつながりが期待できるので、生涯学習としてこのような場を活用していくことが求められています。

#### ● リーダーの育成

地域における環境教育の充実を図るために、環境教育や環境活動のけん引役となり、指導的な立場にある人（以下「リーダー」という）の存在が重要です。しかし、現状では地域でのリーダーの担い手が定まっていないため、特に地域ではリーダーを育成していく必要があります。

### (4) 職場

#### ● 事業活動における社会的責任

事業者は、それぞれの事業活動において環境に負荷を与える部分があることを認識し、環境に配慮した活動を自主的に展開していく必要があります。

環境マネジメントシステム規格であるISO14001の認証取得や、グリーン購入を率先して行うなど、環境面における責任を果たすことが期待されます。

さらに、市民や地域社会のニーズに応え、地域社会参加活動など地域貢献といった社会的責任を果たすことが期待されます。

### ●職場内での環境教育

環境に配慮した事業活動を行うためには、まず職員一人一人が環境に配慮した行動をとれるよう、日々の行動チェックや職員研修を行うなど、職員に対する環境教育を行い、自ら環境に配慮した行動を実践する人材をつくることが必要です。職場は大人への環境教育を行う場でもあります。

### ●地域への貢献

事業者も地域の一員として、地域の美化、緑化、清掃活動などのような環境活動への積極的な参加や、職場での環境に配慮した取り組みが必要です。例えば学校に講師を派遣したり、地域住民に向けて施設の見学会を行うなど環境教育の場の提供も期待されます。

## (5) 札幌市

### ●それぞれの主体の連携及び協働

市全体で環境教育を推進するため、それぞれの主体（家庭・学校・市民団体・事業者など）による環境活動を地域社会全体の活動へと広がりをもたせていく必要があります。本市はそれぞれの主体と協働し、活動を支援する中心的役割を担います。

また、環境教育における効果的な施策を、それぞれの主体と連携して進めるとともに、市民の模範として環境マネジメントシステム規格であるISO14001に基づく取り組みなど環境に配慮した行動を率先し、市民や事業者に広めます。

### ●情報提供などの支援

札幌市は、それぞれの主体（家庭・学校・市民団体・事業者など）における自主的な環境活動が円滑に行えるよう、関連情報のとりまとめや効果的な提供のほか、環境教育の拠点となる場の整備、環境教育の機会の提供や、具体的な行動をおこせるプログラムの作成と普及活動などの支援をします。

## 2 環境教育を進める取り組みの柱

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 人材の育成    | (2) 情報の共有・活用   |
| (3) プログラムの作成 | (4) 機会づくり・場づくり |

### (1) 人材の育成

環境教育のめざすところは、自ら考え環境に配慮した行動ができる人づくりです。

そこで、環境に対する意識には人によって差があるため、それぞれの理解や実践のレベルに応じた環境教育を段階的に行い、すべての人のレベルアップを図ることが重要です。

自ら学ぶことでレベルアップすることができますが、リーダーが教えることによって、環境に配慮した行動を効率的に促すことができるため、リーダーの育成が環境教育を進めるうえでの鍵となります。

そのリーダーとなる人材を育成するには、リーダー候補となるような人に環境教育の意義を理解してもらい、指導者としての自覚を促していくことや、それぞれの資質の向上をはかり、実践者として広く活動できるように支援をしていく必要があります。

具体的な支援策として、リーダーが必要とする情報をインターネットなどを活用して発信、リーダーを必要としている場を結びつけるなど活動機会の拡大、リーダーが活動の助けとなる教材などのツールの整備、リーダーの資質の向上やリーダー間の連携のための研修の実施などがあげられます。

それぞれの場におけるリーダーとしては、家庭では「保護者」、学校では「教員」、地域では「町内会の役員など」、職場では「環境担当者など」が考えられます。

また、市民活動団体はあらゆる場においてリーダーの役割を果たすことのできる存在として重要であり、団体内でリーダーの育成を行うとともに、活動の場を広げていくことが求められています。

## (2) 情報の共有・活用

環境教育を行うには、その指導や学習に関するデータや事例などの情報が必要となります。環境教育に必要とされる情報は、環境の状況を伝える情報、環境活動を行う機会や場の情報、環境活動を支援するための情報、環境活動を行っている団体や事業者に関する情報などです。

インターネットの普及などにより、環境に関する多種多様な情報が容易に手に入るようになりましたが、そのなかで必要な情報を手に入れるためには、かなりの労力を要するため、必要な情報を整理・体系化し、その情報を使いやすくすることや、情報を共有していくことが求められます。特に、環境教育を推進するうえでリーダーの存在が重要であるため、リーダーが必要とする情報の活用・共有に重点を置く必要があります。

そのほか、リーダー達が互いにつながりを持ち、人的ネットワークをつくりていくことで、資質向上につなげていくことも期待されます。

## (3) プログラムの作成

環境教育を効果的に行うためには、まずリーダーが実際にどのようなことを行うべきなのか、あるいは重要なヒントなどを示す手引きとなるプログラムがあれば、リーダーの負担が軽減されるとともに、一定のレベルを保った効果的な環境教育の実践が期待できます。

そのプログラムの内容は、それぞれの主体の実状に対応し、学習者の発達段階、理解の度合、学習ごとのねらいを明らかにし、すぐに実践に移せるように、環境教育の基礎となるものの提示が必要です。また、環境への関心を高めるものであることに加え、そこから一步進んで、環境問題の原因やこれを解決するための対策について自ら考え、具体的な行動に移せるようなものであることが重要です。

特に学校では、環境教育に関する取り組みが様々であるため、環境副教材やプログラムが有効に活用できます。

これらのプログラムは、ホームページなどで公開し、広くご意見をいただくなど定期的な検証や評価を加え、状況に応じた適切な改良や、新たなプログラムの追加を行っていくことが求められます。

## (4) 機会づくり・場づくり

環境教育は、より多くの人が自主的に環境に配慮した行動をおこせるように、学習者の年齢や発達段階、理解度にあわせ、様々な機会や場において行われることが求められています。そのため環境教育を行う機会づくりや場づくりの量と質の充実が望まれます。

### ● 機会づくり

より多くの人が具体的な環境に配慮した行動をおこせるように、環境への関心を持つきっかけになるような、環境講座などの情報を広く知らせ、学習者のニーズにあった環境教育の機会が行き渡るようにする必要です。

また、リーダーが指導者として活躍したり、市民活動団体が自らの活動を行うためには学習会などの機会をつくることも必要で、あわせてこのような学習会などには、リーダーや市民活動団体が必要とする情報や指導上の手引きとなるものの提供も求められます。

### ● 場づくり

環境教育を充実させていくためには、環境についての学習、調べものや疑問について相談ができるような場をはじめ、多くの人が集まり情報交換などができるような場、さらに、学習者が体験を通して学ぶ場が求められます。

環境教育関連施設は、これらの場を提供しています。

環境プラザは、札幌市の環境教育を行ううえでの中核を担う施設として、環境に関する情報や学習・活動の場を提供していますが、今後は市民・市民団体・事業者等とのさらなる協働により、環境に配慮した行動の輪を広げていくことが期待されます。さらに環境プラザは、札幌にある環境教育関連施設の連携を図るうえで、中心的な役割を果たす必要があります。

また、円山動物園は、動物とのふれあいを通じて、いのちの大切さを学ぶ場を提供していますが、環境の時代といわれる21世紀を迎え、生物の多様性が失われつつある今こそ、都市と自然、動物園と環境といった視点からも、地球環境の保全を発信できる場所に転換することが求められています。

園内における展示は、いのちや自然の大切さを学ぶようにするとともに、園内で行われる環境に配慮した取り組みや設備も含め、動物園の施設そのものが環境教育の教材となることが期待されます。

このように、環境教育関連施設は学びの場として、また幅広い環境活動の場として機能することが求められます。

そして、学習者やリーダーが必要とする情報の集約や提供、それぞれの主体の活動の支援、専門家など人材の派遣などの役割を担うなど、本市の環境教育の拠点としての場づくりが期待されます。



## 第5章

# 札幌市における 環境教育の取り組みの重点化

環境の分野は非常に広範囲にわたっており、市全体に環境に配慮した行動を広めていくためには、環境教育の取り組みある程度絞り込んで行うことが効果的です。

そこで本方針では、対応の緊急性が高い環境問題と、生活型環境に着目し、誰もが取り組みやすい身近なことをテーマとして抽出し、重点行動として焦点をあてるにより、効果的に環境教育を進めます。

これまで、環境教育というと、自然の中に出かけて体験的な学習を行うなど「気づき」を促す取り組みが行われる傾向にありました。しかし、環境教育は自然の恩恵を体験的に感じとる学びだけではなく、より広い範囲の学習を対象としており、私たちの日常生活が環境負荷を与えていたことなど、より身近なことから気づき、学んでいく必要があります。これにより、環境教育をより身近なものとし、「気づき」から「行動」を促すことを目指します。

また、環境教育のテーマと行動の重点化をするとともに、環境教育を行う必要性の高い対象を絞り込み、重点的に指導などを行うことにより、環境に配慮した行動を持続的・継続的に行えるような人材の育成を推進します。

## 1 重点化するテーマと3つの行動

### (1) 重点化するテーマ

#### 地球環境問題への対応

環境問題には色々な種類があります。そのうち地球規模の環境問題は、地球温暖化がもたらす世界各地での異常気象などにより、砂漠化や森林減少など様々な影響がでています。

地球温暖化の大きな原因は化石燃料の大量消費などに伴う先進国の豊かな生活であり、自然を無視した開発、発展によってもたらされたものといわれています。その意味で、地球環境問題である地球温暖化を解決するのは先進国に住む私たちの責務であるといつてもいいでしょう。

日常生活における個人の環境への負荷は、それぞれは小さいですが、地球全体で見ればその負荷は非常に大きく、このまま地球環境に負荷をかけ続けていくと、将来の人間の生存に関わる深刻な問題であり、その対策が急務となっています。

この問題の解決には、世界人類が共通の認識にたって、自分たちができることに気づき、行動をおこすことであり、環境教育が重要な役割を果たします。

先進国である日本で、本市が率先してこの問題に取り組むため、環境教育を進めるうえでの最重点テーマを地球環境問題への対応とします。

## (2) 重点化する3つの行動

地球環境問題に対応し、環境に配慮した行動に大きな広がりをもたせるため、日常生活に密接し、誰もが身近に取り組める行動である、「省エネ行動を進めます!」、「ごみ減量・リサイクルを進めます!」、「水とみどりを守り育てます!」の3点を重点化行動とします。

なお、これらの行動を自発的に実践する人づくりを行うことが重要なので、地球環境問題において何故これらの行動が必要なのか、深く理解し、知識を身につけることも大切です。

- ① 省エネ行動を進めます!
- ② ごみ減量・リサイクルを進めます!
- ③ 水とみどりを守り育てます!

### ①省エネ行動を進めます!

#### ●省エネルギーの必要性

本市は、積雪寒冷地であるため、特に冬期間は暖房による燃料など多くのエネルギーを消費し、世帯あたりのCO<sub>2</sub>排出量は全国平均のおよそ1.3倍で、また、部門別でみると工場などから排出されるものより、市民生活に関わりの深いものが大きな割合を占めています。

地球温暖化問題の解決には、主な原因であるCO<sub>2</sub>を削減することが重要です。CO<sub>2</sub>の排出は一人一人のエネルギーの使い方によるところが大きいことから、ライフスタイルを見直し、環境に配慮した行動を定着させることが必要となります。

#### ●本市における省エネルギー推進の取り組み

市民一人一人が、環境負荷の少ない生活、いわゆるエコライフを実践することが求められています。市民みんながライフスタイルを見直し、エコライフの実践を中心に行動を定着させ、省エネ行動の推進に取り組む必要があります。

本市では環境に配慮した行動を宣言する「さっぽろエコライフ10万人宣言」を2005年(平成17年)2月より行っており、2006年(平成18年)10月に目標である10万人を達成しました。この機運をさらに高めて、エコライフの定着をめざしています。

省エネ行動は、身近にできる項目がたくさんあり、また、他の人も取り組みを教えやすいため、みんなで実行することの大切さをまわりに伝えることで、省エネ行動の輪を広げていきます。

## ②ごみ減量・リサイクルを進めます!

### ●ごみ減量・リサイクルの必要性

豊かで快適な生活を追求することにより、大量生産・大量消費が行われるようになりました。その結果、大量廃棄がもたらすごみ処理が、環境に負荷をかけているのが現状です。また、ごみの処理には多くの費用がかかるとともに、埋立地の不足などの問題も抱えており、将来的にも大きな懸念があります。

ごみの問題は、日常生活に密着した課題であり、ものの消費から廃棄という流れのなかで、一人一人が面倒だと思わずに、ごみ減量に向けて行動をおこし、解決へつなげていく必要があります。

### ●本市におけるごみ減量・リサイクルの推進の取り組み

ごみ問題へ対応の鍵は、4R(Refuse[断る]、Reduce[減らす]、Reuse[繰り返し使う]、Recycle[資源として再利用する])であり、これらを市民一人一人がライフスタイルとして定着させることが必要です。

ごみ減量のため、集団資源回収をはじめ、生ごみの堆肥化、古紙・牛乳パック・食品トレイなどのリサイクル、フリーマーケットやリサイクルショップの活用、マイバッグ・マイ箸の利用など、様々な取り組みが求められます。これらの取り組みは日常生活に密着しており、実際にできることばかりです。一人一人が自分の生活に合わせ、取り組みやすい行動から積極的に実践することにより、環境への負荷を減らすことができます。

私たちは、環境に対する意識を向上し、ごみ減量・リサイクルを家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場で進めています。

## ③水とみどりを守り育てます!

### ●水とみどりとのふれあいの必要性

札幌は、年間平均降雪量が6m超えます。この多くの積雪により1年中通しておいしい水が供給されています。南西部にひろがる

山林が水源となり、川となって市街地をぬけ、日本海にそそぎます。この流れの間に、上流の深い森、川沿いの緑地、公園、街路樹、郊外の農地や草地などのみどりがあふれるとともに、多くの動植物が生息するなど、大都市でありながら多くの自然が残り、自然とふれあえる場所や施設などが多くあります。

このような豊かな水とみどりが、私たちにやすらぎや癒しをもたらすなど自然についての感性を与えてくれます。

### ●水とみどりとのふれあいの取り組み

水は、自然の恵みで与えられている貴重な資源であり、自然が循環するうえでも重要な役割を果たしているので、できるだけ汚さないようにして、汚したものはきれいにして川や海に返さなければなりません。また、電気などのエネルギーと同様に、水の使用量を抑えるなど無駄をなくすとともに、水再生プラザ（下水処理場）での処理や自然の浄化能力に大きな負荷を与えないよう、洗剤の使用量を減らすことや、油などを下水に流さないことが必要です。

みどりは、地球温暖化の原因のひとつであるCO<sub>2</sub>を吸収するとともに、水や栄養を蓄えたり、生物の多様性を維持するなど様々な役割を担っています。私たちはこのみどりを守り、育てていかなければなりません。みどりを守り育てるためには、町内会、PTA、市民活動団体などの協働による花植え・植樹活動への積極的な参加や、家庭、学校、職場などの敷地における花植えや植樹が求められます。また、みどりを守り育てるボランティアや地域でのみどりづくりのリーダーとなる人材の育成が必要となります。

町内会、PTA、市民活動団体など多くの人による花植えや植樹活動への積極的な参加や、家庭、学校、職場などの敷地のなかでの花植えや植樹活動が求められます。

私たちは、水やみどりなど身近な自然に関心を持ち、日ごろから水やみどりを大切にしていくことが求められます。そのため環境教育のなかで、体験を通じて水とみどりなどの自然を学ぶ機会をもうけ、水とみどりの大切さを理解し、守り育てる活動をしていきます。

## 2 重点化する対象

### 子どもを対象にした環境教育

環境に配慮した行動を実践するためには、まず環境に対して関心を持つことが重要です。そのためには、感性豊かで、考え方や生活習慣が定まっていない子どもの頃から、環境についての教育をしていくことが効果的です。

また、子どもの頃に、環境に配慮した生活習慣を身につけることにより、生涯にわたって環境に配慮した行動の実践が期待でき、次世代にその行動が引き継がれることが期待できます。

したがって、家庭・学校・地域など様々な場において、子どもを対象にした環境教育に重点化をします。

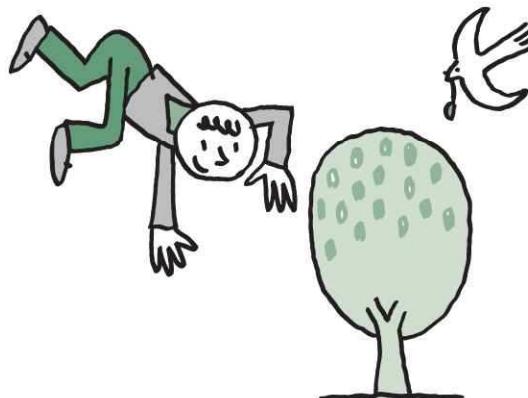
子どもを対象とした環境教育に重点化をするにあたっては、同時に保護者や教員など指導的立場にある人が、環境教育への関心や理解を深め、指導力の向上や子どもへの指導方法を工夫していくことが必要となります。

さらに、子どもを対象とした環境教育を重点化することにより、大人の環境意識が一緒に育つことも期待されます。

#### ● 学校での環境教育

就学している子どもにとって、学校は、身体的・心理的に最も発達する時期に、教育を通して知識だけではなく感性豊かな心を育む場としてもとても重要です。

また、1日の大半を学校で過ごし、学校生活のなかで人との交流などにより社会性を身につけ、そして、多くの経験を通して様々なことを実感し、その後の行動への関わりをもっていきます。このように学校生活から受ける影響は非常に大きいため、子どもへの環境教育を行うには、学校が特に重要なといえます。





## 第6章

# 基本方針を推進するための方策

## 1 具体的な取り組みの明示

基本方針に基づき、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場において環境教育を推進するため、具体的な取り組みを明示します。

## 2 推進体制の強化

### (1) それぞれの主体等による協働

効果的に環境教育を推進するために、意見交換や情報提供が行えるような場や仕組みづくりを行うなど、家庭・学校・市民団体・事業者・札幌市などのそれぞれの主体が協働して取り組みを進めます。

#### ● 国・北海道や企業との連携

札幌市内にある環境活動の拠点として、環境省では北海道環境パートナーシップオフィスを、北海道では北海道環境サポートセンターを設置し、それぞれ環境教育の推進を行っています。これらの拠点と、本市の環境教育拠点などの相乗効果をめざしていくため、国・北海道・札幌市などの行政間の連携を強化します。

また、札幌市内には環境に関する取り組みを積極的に行っている企業が多くあり、広く一般市民に環境教育の場の提供や情報の発信などを行っています。これらの企業と本市の連携を強化して、環境教育に関する施策の幅を広げます。

#### ● 地域における連携

本市では、これまでに西区を環境モデル区とするなど、地域と密着した環境活動を推進してきました。このような取り組みを参考に、地域における環境活動の活性化をめざします。

また、町内会ではクリーンさっぽろ衛生推進員が中心となって、ごみ減量などエコライフを推進していることから、町内会など地域と本市の連携を強化するとともに、地域での取り組みを支援する仕組みづくりを行います。

さらに、地域での環境教育において重要な役割を担う市民活動団体が活動しやすいよう、積極的な情報発信や地域と市民活動団体をつなぐ仕組みをつくるなど、連携を強化します。

### ● 札幌市内部での連携

本市で行っている環境教育に関連する事業は多岐に渡っており、様々な部局で行われています。環境局と教育委員会を中心に内部での連絡調整を密にし、情報の共有化を行い、環境教育を体系化して推進していきます。

### (2) 財政基盤の整備

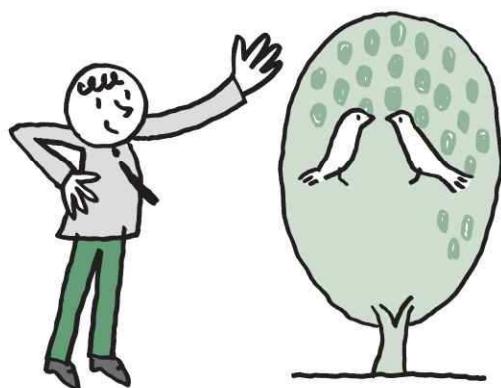
環境教育の施策を具体的に推進するためには、財政基盤を整備する必要があります。

本市では、寄付を通じてまちづくりへ参加することを呼びかけており、今後は、広く市民や事業者等に対しても環境教育に対する資金協力を求めるとともに、環境教育に関して、環境保全基金などを有効に活用していくよう努めます。

## 3 基本方針の評価と改善

基本方針に基づく取り組みの確実な推進のため、施策の進捗状況や効果などを、家庭・学校・市民団体・事業者・札幌市が協働により、定期的に評価、検証する体制を整備します。この評価・検証体制により、札幌における環境教育への取り組み状況を的確に把握・評価していきます。

また、環境問題に関する社会情勢や国内外の動向、本市の環境の現状などを考慮し、必要に応じて、柔軟に基本方針の改善や見直しを行います。



## 資料編

### ■ 用語解説

※	用語	解説
1	持続可能な開発	31ページ参照
2	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	持続可能な社会をつくっていくためには、国民、民間団体、事業者、行政等のそれぞれの主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切であり、一人一人の環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるように環境教育を推進し、環境保全活動を促進するための法律として、2003年（平成15年）に制定されました。 この法律の主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣となっています。
3	札幌市 教育推進計画	札幌市における小・中学生の教育に関する改革プログラムで、今後の教育改革の方向性と施策を示すものです。2004年度（平成16年度）から10年間を計画期間としています。
4	市民活動団体	この基本方針では、NPO（非営利団体）やボランティア団体など、市民が主体となって環境に関する活動を行っている団体・組織などを総称して「市民活動団体」と表記しています。
5	ISO14000シリーズ	国際標準化機構（ISO）が発行する環境保全に関する一連の国際規格の総称で、14000番台の番号が付けられることから、ISO14000s（シリーズ）と呼ばれています。このうち最も重要なものが環境マネジメントシステムの規格について定めたISO14001で、Plan（計画）-Do（実施）-Check（点検）-Act（見直し）のサイクルを繰り返し、事業活動による環境負荷低減を継続的に改善する仕組みです。札幌市は2001年（平成13年）にISO14001の認証を取得しました。
6	環境 マネジメントシステム (EMS)	事業者が自主的に環境保全に関する取り組み進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理又は環境マネジメントといい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を環境マネジメントシステムといいます。
7	CO <sub>2</sub> 削減アクション プログラム	札幌市では地球温暖化の主な原因であるCO <sub>2</sub> を削減するために、アクションプログラムとして数多くの事業を実施しています。大きく4つに分類すると、危機意識（環境マラソン講座等）、ムーブメント（さっぽろエコライフ10万人宣言等）、市民・事業者への波及（インターネットによるクリック募金等）、市役所の率先行動（ごみ収集車の天然ガス車化等）に関する事業を行っています。
8	PDCAサイクル	計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクルを繰り返しながら、事業活動による環境負荷低減を継続的に改善する仕組みです。

## <持続可能な開発とは>

持続可能な開発とは、経済開発だけでなく、社会開発、環境保全の3つがバランスよく行われ、現在世代と将来世代の公平性を実現する開発を指します。開発には、「上から（国家など）の開発」と「自発的な開発（自己発展）」の2つの側面があります。

## ～「開発」という言葉の意味は？～

日本において「開発」は、自然破壊をともなう経済活動に関連して使われることが多く、このことが「持続可能な開発」という言葉に対する違和感を生むこともあるようです。

しかし、国際社会における「開発」の意味合いは様々です。それは、GNPの増大を求める「経済開発」にはじまり（1950年代～）、豊かさの尺度の再考を経て「社会開発」という概念へ（1970年代～）。1990年には「人間開発」という概念が示され、これには経済的収入のほか、教育・平均余命・人権・ジェンダーなど、多面的な評価軸が含まれました。

持続可能な開発が国際社会の共通課題となった背景には、「環境問題と同時に、貧困問題も解決しなければならない」という含意があります。「新・世界環境保全戦略」（1992年）は「“持続可能な開発”は矛盾した術語であり、自然界では無限に成長できない」ことを指摘。持続可能な開発を「人々の生活の質的改善を、生態系の収容能力限界内で達成すること」と位置づけています。

（特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育の10年推進会議発行「ESDがわかる！」より）

## ■ 札幌市環境教育・学習基本方針改定専門家委員会

### 1 開催状況

開催日	開催状況
平成18年(2006年) 7月 4日	<第1回専門家委員会> 会長・副会長の選任、基本方針改定の概要説明、委員の公募について
12月 8日	<第2回専門家委員会> 公募委員の紹介、基本方針改定素案の検討
平成19年(2007年) 1月 12日	<第3回専門家委員会> 基本方針改定素案の検討
1月 22日	<第4回専門家委員会> 基本方針改定素案の検討
3月 26日	<第5回専門家委員会> パブリックコメントの結果と基本方針改定案の検討

### 2 委員名簿

(敬称略、委員50音順)

氏名	所属	備考
新井 弘通	札幌市立屯田北小学校 教諭	ワーキンググループ(副教材)代表
伊藤 英美	公募委員	—
大野 栄三	北海道大学大学院教育学研究科 助教授	学識経験者
小路 徹	札幌市立福移中学校 教諭	ワーキンググループ(中学・高校)代表
小鍛冶一志	札幌市立三角山小学校 校長	学校長
◎小林 三樹	藤女子大学人間生活学部 教授	学識経験者 札幌市環境活動推進会議委員
高坂 千鶴	公募委員	—
西村 真理	札幌市PTA協議会 副会長	PTA関係者
藤田 郁男	環境学習フォーラム北海道 代表	環境教育専門家 市民活動団体
丸山 博子	丸山環境教育事務所 代表	環境教育専門家
三木 直輝	札幌市立美香保小学校 教諭	ワーキンググループ(小学校)代表
宮森 芳子	財団法人省エネルギーセンター省エネ普及指導員	ワーキンググループ(家庭・地域・職場)代表
○森田みゆき	北海道教育大学教育学部 地域環境教育課程 教授	学識経験者

◎は会長、○は副会長



## 札幌市環境教育基本方針 2007年(平成19年)3月

札幌市環境局環境都市推進部推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話:011-211-2877 FAX:011-218-5108

[ホームページ] <http://www.city.sapporo.jp/kankyo/>



札幌市教育委員会指導室

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階

電話:011-211-3861 FAX:011-211-3862

※本紙には、古紙配合の再生紙および大豆油インキを使用しています。

